

## 神崎町賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、下記のとおりとなっております。

令和4年4月1日

神崎町農業委員会

### 【田(水稲)の部】

地区名	10a当たり賃借料			データ数 筆
	平均額 円	最高額 円	最低額 円	
神崎地区 (神崎東部地区を含む)	14,800	15,200	5,600	500
米沢地区	10,900	15,200	5,100	84

### 【畑(普通畑)の部】

地区名	10a当たり賃借料			データ数 筆
	平均額 円	最高額 円	最低額 円	
神崎地区 (神崎東部地区を含む)	10,200	14,000	7,000	6
米沢地区	8,400	15,000	5,800	30

- 1 データ数は、集計に用いた賃貸借件数(筆数)である。
- 2 データの集計にあたり、著しく高額または低額の賃借料は除外している。
- 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- 4 【田(水稲)の部】で、物納の場合は1俵あたり10,150円として換算している。